# **PRESS RELEASE**



報道関係各位

2020年10月1日(木) 北海道エアポート株式会社

# 旭川空港の空港運営事業開始について

北海道エアポート株式会社(本社:北海道千歳市、代表取締役社長:蒲生猛)は2020年10月1日から、旭川空港の空港運営事業(運航情報、保安防災、施設管理、灯火電気など)を開始いたします。

当社では本年4月以降、管理者の旭川市から座学訓練、実技訓練、現場OJTなど約6カ月間に わたり空港運営事業の引き継ぎを受けてまいりました。

今後、空港運営業務は当社の「旭川空港事業所」が担い、旭川市の職員によるご指導を頂きなが ら、安全・安心を第一とした空港運営に向け、全社一丸となって着実に取り組んでまいります。

#### ▶ 旭川空港事業所

場所旭川空港内(旧旭川市空港事務所)

事業所長 北野俊勝 (旭川空港ビル株式会社専務取締役)

人 員 体 制 18人体制(旭川市からの出向者を除く)

#### > これまでの経緯と今後のスケジュール

2019年 8月23日 会社設立

10月31日 管理者(国、旭川市、帯広市、北海道)と実施契約締結

2020年 1月15日 7空港のターミナルビル会社等の運営を開始

6月 1日 新千歳空港の空港運営事業を開始

10月 1日 旭川空港の空港運営事業を開始

2021年 3月 1日 稚内、釧路、函館、帯広、女満別の5空港の空港運営事業を開始

### > 着陸料割引制度の導入

2020年10月1日より、旭川空港に着陸料等割引制度を導入いたしますので、別紙の通り お知らせします。

※本リリースは旭川市政記者会および千歳記者クラブに配布しています。

### <本件に関するお問い合わせ>

総務・人事部 広報課 0123-46-2990 (代表)

2020年10月1日より、旭川空港に着陸料等割引制度を導入し、航空ネットワークの拡充を目指します。

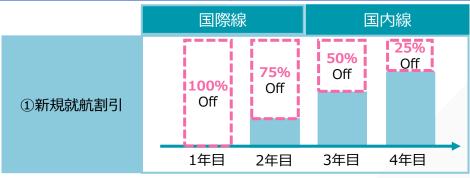
## 【導入する割引制度】

①新規就航割引:運航開始から4年間、段階的に割引を適用

②増量割引:対前年度増量分に対して、割引を適用

## 【制度内容】

	対象		割引率	適用条件
①新規就航割引	着陸料	国際定期便 国内定期便 (旅客・貨物)	1年目:100% 2年目: 75% 3年目: 50% 4年目: 25%	・航空会社にとっての新規開設路線 ※運休または廃止から2年間経過していない路線を除く
②増量割引	着陸料	国際定期便 国内定期便 (旅客·貨物)	対前年度増量分の 75%	・算定期間と前年同期間を比較し、増量の場合に適用 ※機材の小型化が伴う増便は適用外 ※着陸回数増加を伴わない最大離陸重量増加のみは適用外





※着陸料等詳細については、旭川空港空港供用規程(URL: <a href="https://www.hokkaido-airports.co.jp/airport\_operation/">https://www.hokkaido-airports.co.jp/airport\_operation/</a>) をご参照ください。